

参考資料 5

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>第1条～第21条 省略 (災害時における支援)</p> <p>第22条 県は、災害時における障害者に対する情報の迅速かつ的確な伝達の方法および避難所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第49条の7第1項</u>に規定する避難所をいう。）における障害者の円滑な利用の確保その他の障害者の災害時における支援について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>第23条以下 省略</p> | <p>第1条～第21条 省略 (災害時における支援)</p> <p>第22条 県は、災害時における障害者に対する情報の迅速かつ的確な伝達の方法および避難所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第33条の2第1項第1号</u>に規定する避難所をいう。）における障害者の円滑な利用の確保その他の障害者の災害時における支援について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>第23条以下 省略</p> |